

平成 24 年 9 月 13 日

北海道情報公開・個人情報保護審査会第三部会御中

異議申立事案に係る意見書

札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市役所 1 7 階
札幌市議会議員 金子快之

平成 24 年 9 月 4 日付けで貴会から送付された、北海道教育委員会からの補足説明書「非開示理由の補足説明書」について、下記意見書を提出する。

1. 平成 23 年度札幌市 PTA 協議会役員・監事の氏名、所属区 PTA 連合会名、所属校名を開示しないことについて

札幌市 PTA 協議会は傘下 14 万人余の PTA 会員から組織され、社会教育団体として札幌市から補助金を受ける公的団体である。本団体の性格を考えれば、役員はその役への就任に当たり、会員だけでなく多数に周知されることは当然想定されているはずであり、その氏名が「第三者に公にされるべきものではない」ものとは考えられない。

実際に、これらの情報は同団体のホームページ上で既に公開されており（別紙）、本開示請求で役員名が開示されることにより同協議会が受ける不利益はない。

「補足説明書」第 2 項の中に

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 48 号）」第 32 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項において、社員名簿は社員の請求があって初めて閲覧や謄写ができるとされていることを考慮すると、PTA 会員である札幌市立小中学校等の児童生徒の保護者等が、札幌市 PTA 協議会や札幌市 PTA 共済会に請求をした場合に公表されるべき事項であり、道教委の側から第三者に公にされるべきものではないと判断した

とあるが、札幌市 PTA 協議会と一般社団法人札幌市 PTA 共済会は別法人であり、本項で議論しているのは、札幌市 PTA 協議会についてであるから、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づくこの説明は誤りである。

2. ①「一般社団法人札幌市PTA共済会定款のうち第37条及び39条」、②「初年度事業計画書（平成23年度）」のうち「職員数、及び資金計画のうち収入及び支出に関する部分」、③「札幌市PTA協議会安全補償制度加入金額および支払金額一覧」、④「算出方法書および別表1」を非開示にしたことについて

教育委員会の「補足説明書」第2項の中では、

これらの情報を公にすると、法人の人事管理情報や事業運営状況が推測され、同業他社との競争関係において不利になるなど、法人の権利、事業運営上の地位が不当に損なわれるおそれがある

と記しているが、PTA共済事業を営む団体は札幌市内に他に存在しないので、一般社団法人札幌市PTA共済会が同業他社との競争関係において、その地位が不当に損なわれるおそれはない。

PTA・青少年教育団体共済法では、共済事業を営むことができるものは、PTAであって一般社団法人若しくは一般財団法人であるもの等に限られている。札幌市内のPTAはすべて札幌市PTA協議会に加入しており、離脱予定のPTAはないことから、同会と競合するPTAは存在しない。今後新たに同業他社となる団体・法人等が設立されることも想定できない。

3. 一般社団法人札幌市PTA共済会の独占的地位と、情報公開の必要性について

ここで私が申し上げたいのは、上記のようにPTA共済事業は資本主義社会における健全かつ公正な競争環境が確保されない、極めて特殊な環境で運営されていることに留意すべきことである。

公正かつ自由な競争が確保される市場において、事業者は自らの創意工夫によって消費者から選ばれる魅力的な商品を供給しようと競争する。競合社との競争を勝ち抜いた事業者は、売上げを伸ばして成長し、日本経済の活性化・発展に寄与することになる。

また、消費者は誰もがより良い商品やサービスを求めている。その消費者を顧客として獲得するため、事業者はより安く優れた商品を提供することで競争を行う結果、市場には豊富な商品が提供され、消費者はそれらの中から、より自分の欲しいものを選べるようになる。

このように、事業者間の競争によって、消費者すなわち国民の利益が確保されているのである。

一方で競争が存在しない市場では、事業者が市場を独占してコストを大幅に上回る共済掛金を設定することが可能であり、過剰な独占的利益を上げて消費者利益を損ねる危険性がある。

このことから、PTA・青少年教育団体共済法は事業者の私的な利益ではなく公共の利益を確保する観点で、「共済契約者の保護を図り、その健全かつ適切な運営を確保するため」の共済掛金の基準を設けて、共済事業の適正な運営を目指しているのである。

本法の考え方から、行政庁が法令に基づき事業者に提出を求めて保有する、それぞれの経営数値や共済掛金の計算方法等を利害関係者の求めに応じて公開することは、消費者を保護し、公正かつ自由な競争を促進する観点から公共の利益にかなうものである。

4. 法人が定款等の開示を拒んでいることについて

定款は法人の組織又は経営活動に関する基本事項を定めたもので、閲覧できる者は社員及び債権者等に限ると規定されており、一般に公にされていない情報であることを考慮すると、札幌市立小中学校等の児童生徒の保護者等が、札幌市PTA協議会や札幌市PTA共済会に請求をした場合に公表されるべき事項であり、道教委の側から第三者に公にされるべきものではないと判断した

とされているが、異議申立人自身が「札幌市立小中学校等の児童生徒の保護者」であり、その立場ですでに札幌市PTA協議会および札幌市PTA共済会に対して情報公開を請求しているが、両会はその公開を拒んでいる。

去る9月12日には異議申立人は札幌市PTA協議会会長兼一般社団法人札幌市PTA共済会理事長である山本清和氏と札幌市内で面会し、直接本人に対して情報公開を要請した。

しかし山本清和氏は「私（＝理事長）の判断で公開しない」と述べ、この要請を拒否した。

そもそも、「札幌市立小中学校等の児童生徒の保護者」はPTA会員であり、会員としてPTA組織の運営について会則に則った適切な報告を求め、組織が健全に運営されているか否かに関心を持つのは当然のことである。

しかし実態は、一般社団法人札幌市PTA共済会は札幌市PTA協議会は経営陣はほぼ同一であり、事務所も電話番号も同じ、構成職員も同じと、両団体は実質的の同体であるにもかかわらず、保護者、PTA会員に対しても、それらが別法人であることを理由に、一般社団法人札幌市PTA共済会の経営実態の情報公開を拒んでいる。

さらには、PTA共済は単位PTAによる「団体加入」を謳っていて、一般の傷害共済とは性格を大きく異にするものであることについて想起する必要がある。

一般社団法人札幌市PTAが募集活動を行っている札幌市内の小中学校等では、各学校のPTA単位で加入を決定し、保険料を負担する「札幌市立小中学校等の児童生徒の保護者」の意思にかかわらず、一律に共済への加入を義務付けている。その加入手続きに当たっては、通常の共済や保険に加入する際には法令で求められている申込用紙の提出等による加入意思の確認や重要事項の説明は一切行われていない。

共済の保険料は小中学校等を通じて教材費や給食費等とともに銀行口座自動引き落としで徴収されるものであることを考えると、札幌市PTA共済会は通常の共済業、保険業とは異なる公的な説明責任を負うべきであるにもかかわらず、一般社団法人札幌市PTA共済会はその義務を果たしていない。

5. 情報公開と国民の知る権利について

教育委員会の「補足説明書」第3項の中では、

道教委の側から第三者に公にされるべきものではないと判断した

とあるが、札幌市PTA協議会や札幌市PTA共済会が情報開示を拒んでいる以上、この資料を有する道教委がもし本開示を行わないとしたら、異議申立人はこれらの情報を知るすべを失うことになる。

札幌市立小中学校等の児童生徒の保護者にとって、申し込みの意思もないPTA共済に自動的に加入し、一方的に保険料を負担させられ、かつ、その経営実態は闇の中である、というのは契約自由の原則に反するものであり、消費者保護上も極めて不適切な事態と考えられる。

そもそもPTA・青少年教育団体共済法で、事業者に対して各共済規定や事業報告書の提出を行政庁に義務付けているのは、行政庁を通じて消費者への最低限の情報公開を担保させるのが目的である。

北海道教育庁はこれら法の趣旨を十分に理解の上、適切な業務執行に努めるよう要望する。

(添付資料) 札幌市 PTA 協議会ホームページより

平成 24 年度 札幌市 PTA 協議会 役員

役職	氏名	所属区 PTA 連合会	所属校
会長	山本 清和	中央区 PTA 連合会	緑 丘小学校
副会長	川端 美樹	西区 PTA 連合会	八軒北 小学校
副会長	津崎 宏	北区 PTA 連合会	新琴似北中学校
副会長	種田 千草	手稲区 PTA 連合会	前田中学校
副会長	飯田 宣充	南区 PTA 連合会	藻岩中学校
副会長	浅野 宏	中学校長会	啓明中学校
副会長	近野 豊	小学校長会	前田北 小学校
副会長	堀口 隆一	幼稚園長会	かっこう 幼稚園
監事	清水 一江	豊平区 PTA 連合会	東山小学校
監事	澤井 玄	西区 PTA 連合会	宮の丘 中学校

平成 24 年度 札幌市 PTA 協議会 理事

氏名	所属区 PTA 連合会	所属校
森田 文博	東区 PTA 連合会	栄 南小学校
堀田 哲	西区 PTA 連合会	八軒東 中学校
中井 由紀子	南区 PTA 連合会	簾舞 小学校
佐賀 潔	北区 PTA 連合会	新川西 中学校
新井田 寛	中央区 PTA 連合会	山鼻 中学校
齋藤 章夫	白石区 PTA 連合会	北都 中学校
吉田 政弘	豊平区 PTA 連合会	八条 中学校
手塚 純子	厚別区 PTA 連合会	厚別西 小学校
田中 潤子	手稲区 PTA 連合会	手稲西 小学校
竹島 晴之	清田区 PTA 連合会	真栄 中学校